

# 赤塚四・五丁目地区景観まちづくり推進調査等委託仕様書（案）

## 1 委託業務名

赤塚四・五丁目地区景観まちづくり推進調査等委託

## 2 業務の目的

赤塚地区は「自然と歴史と文化の里・赤塚」として区の観光拠点に位置づけられている。

また、「いたばしグリーンプラン2025（板橋区緑の基本計画）」では『農のみどり』として、農とみどりの保全と活用に向けた取り組みを進めていくゾーンに位置づけられている。

景観形成においては、赤塚溜池公園や赤塚公園を中心とする板橋崖線を有し、起伏に富んだ豊かな自然への調和と、崖線周辺に点在する神社仏閣など、歴史・文化的資源の活用や調和が期待されている。

こうした本業務地区の地域の特性を活かした良好なまちなみ景観づくりのため、地域の主体的な発意に基づく景観まちづくり（以下、「本まちづくり」という。）の推進に対し支援を行っていく。具体的には、勉強会の運営や意向調査等を実施し、本まちづくりの活動の場を創出し、本まちづくり勉強会への情報提供を行うことで、地域住民の都市景観に対する意識の醸成や、目的の共有化を図り、赤塚地区の将来像となる景観まちづくりプランの作成の支援を行う。

## 3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで（令和6年度は、令和7年3月31日まで）

## 4 委託内容

（1）令和5年度の委託内容は以下の通りとする。

### ①基礎調査

- ・本まちづくりを推進するための、本業務地区及び周辺の現状を調査する。（例えば、地区内の景観（基調となる色彩、素材、デザイン等）、地区の魅力となっている施設等（建築物、公園、歴史的資源、もの、色彩、活動等）、地区内の通行、来客状況、周辺の立ち寄りの多い（人気の）施設等を調査する。）
- ・本業務地区内の残すべきものや、改善すべきものを提案するために、地区内の魅力、現状の課題等を、洗い出し整理する。
- ・本まちづくりに係る補助制度等を調査し、整理する。
- ・周辺自治体及び先進自治体等における、類似事例を収集し、特徴や課題を整理する。（必要に応じてヒアリング調査等を実施する。）

## ②勉強会等の運営支援

- ・本まちづくりの推進を支援するため、地域住民における勉強会等（座学、街歩き、ワークショップ、意見交換等）の開催（2回程度）を支援する。
- ・勉強会等を開催するにあたり、本まちづくりをより良好で魅力的な方向に導くための議題の企画、調査、地域住民の意向把握等を行う。
- ・勉強会等の資料を作成し、勉強会等のコーディネーターやファシリテーターとして、会の運営を支援する。
- ・勉強会等の議事録を作成する。

## ③意向調査

- ・本まちづくりの方向性や、まちの将来像、本業務地区内の愛着のある場所やもの、残すべきもの、改善すべきもの等、地区内の意識を把握するため、アンケート調査を行う。アンケート案を作成し、アンケートの印刷、配布、回収、集計（300件程度）をし、傾向を把握、分析する。

## ④景観まちづくりプラン（骨子）の検討

- ・景観まちづくりのビジョン（方向性）を検討し、景観まちづくりプラン（骨子）を検討する。
- ・モデル事業（修景整備等）の可能性や、整備の方向性の検討をする。
- ・景観まちづくりプラン（骨子）を印刷し、地域住民に配布する。（3000件程度）

## ⑤まちづくりニュース等の作成

- ・本まちづくりの活動報告（2回程度）の案を作成し印刷する。（1回3000件程度）

## ⑥議事録及び報告書の作成

- ・業務の進捗について、毎月文書による報告を行う。
- ・定例会を月1回程度行う。（議事録を作成する。）

## （2）令和6年度の委託内容は以下の通りとする。

（令和5年度の業務を履行するにあたっての参考）

### ①基礎調査

- ・令和5年度の補足調査があれば、随時行う。

### ②勉強会等の運営支援

- ・本まちづくりの推進を支援するため、地域住民における勉強会等（座学、街歩き、ワークショップ、意見交換等）の開催（4回程度）を支援する。
- ・勉強会等を開催するにあたり、本まちづくりをより良好で魅力的な方向に導くため

の議題の企画、調査、地域住民の意向把握等を行う。

- ・勉強会等の資料を作成し、勉強会等のコーディネーターやファシリテーターとして、会の運営を支援する。
- ・勉強会等の議事録を作成する。

### ③意向調査

- ・本まちづくりの方向性や、まちの将来像、本業務地区内の愛着のある場所やもの、残すべきもの、改善すべきもの等、地区内の意識を把握するため、アンケート調査を行う。アンケート案を作成し、アンケートの印刷、配布、回収、集計（300件程度）をし、傾向を把握、分析する。
- ・アンケートをもとに、更に具体的な本まちづくりの方向性の意向や、残すべきもの等を調査するため、個別ヒアリングを行う。

### ④景観まちづくりプラン（素案）の作成

- ・景観まちづくりルールの骨子に則り、景観まちづくりプラン（素案）を検討、作成する。
- ・モデル事業（修景整備等）の計画を行う。
- ・景観まちづくりプラン（素案）を印刷し、地域住民に配布する。（3000件程度）

### ⑤まちづくりニュース等の作成

- ・本まちづくりの活動報告（4回程度）の案を作成し印刷する。（1回3000程度）

### ⑥議事録及び報告書の作成

- ・業務の進捗について、毎月文書による報告を行う。
- ・定例会を月1回程度行う。（議事録を作成する。）

## 5 成果品

（1）令和5年度の成果品は以下の通りとする。

- ・報告書（A4判）原図1部、複写製本5部
- ・景観まちづくりプラン（骨子）（A4判）原図1部、複写製本10部
- ・まちづくりニュース等（A4判）原図各1部、複写製本各10部
- ・関連資料一式（A4判）原図1部
- ・上記の電子データ一式（MS-WORD）（CD-R等）を原則とする。  
（画像データ、集計データ他のデータ形式については区と協議すること。）  
（ウイルスチェックを必ず行い、感染していないものを納品すること。）

## (2) 令和6年度の成果品は以下の通りとする。(令和5年度の業務を履行するにあたっての参考)

- ・ 報告書 (A 4判) 原図 1 部、複写製本 5 部
- ・ 景観まちづくりプラン (素案) (A 4判) 原図 1 部、複写製本 1 0 部
- ・ まちづくりニュース等 原図各 1 部、複写製本各 1 0 部
- ・ 関連資料一式 (A 4判) 原図 1 部
- ・ 上記の電子データ一式 (MS -WORD) (CD -R 等) を原則とする。  
(画像データ、集計データ他のデータ形式については区と協議すること。)  
(ウイルスチェックを必ず行い、感染していないものを納品すること。)

## 7 成果品の取り扱い

- (1) 成果品の所有権、著作権は板橋区に属する。
- (2) 受託者は、本委託における成果品及び調査に当たって収集及び作成した資料等について、発注者の承諾を得ずに使用してはならない。

## 8 その他

- (1) 本委託に当たって、受託者は発注者と連絡を密にとり、作業の進捗に支障のないようにすること。
- (2) 本委託の履行に当たって、区が認めた場合を除き、提案書に挙げた技術者を充てること。
- (3) 本委託の履行に当たって、「期限の厳守」、「適切な説明能力」、「適切な文章表現」等に瑕疵があると認められた場合、発注者は受託者に対して、本業務担当者の変更を指示することができる。
- (4) 受託者は、発注者の承諾を得た場合を除いて、会議及び打合せ等に出席すること。
- (5) 受託者は、本委託に当たって、発注者から貸与を受けた資料等の取扱いには十分注意し、指定された期日までに返納すること。
- (6) 本業務により知り得た個人情報等に関する事項については、特記仕様書 1 及び特記仕様書 2 による。

また、受託者が個人情報を取り扱う場合は、東京都板橋区個人情報保護条例の規定により、東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会の承認が必要であり、受託者は、同審議会で承認された際の個人情報保護措置を遵守すること。

- (7) 契約の履行に関するデータは、原則、区の指定する「ファイルストレージシステム」を利用して授受を行う。システムの利用が出来ない場合はその理由を明らかにし、区の指示を受けること。

また、契約の履行に際して、データの授受を行う場合は、必ず次の事項を遵守すること。

- ① 作業開始前に、ウイルスチェックを実施し、安全を確認したうえで作業に入る。
- ② 作業終了後に、ウイルスチェックを実施し、安全を確認したうえで、区へ返納、納品等を行う。

- (8) 受託者は、区の指示に基づき、その都度、区の必要とする書類を作成し提出すること。なお、提出書類の様式は「請負者提出書類処理基準」に準じる。
- (9) 区が様式を定めていないものは、受託者において様式を作成し、区の確認を受け使用すること。ただし、区がその様式を指示した場合はこれに従うこと。
- (10) 本委託の履行にあたって、ディーゼル車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車とすること。
- (11) 本委託の履行時における事故の対応等
- ① 本委託の履行時に事故が発生した場合は、速やかに安全策を講じるとともに、受託者の責任と負担により誠意をもって適切に対応し、事故の発生原因及び処理状況を区に報告し、その後の対応について指示を受けること。
  - ② 本委託の履行時に事故が発生した場合の労災保険の適用は、受託者の負担とする。
- (12) その他、本仕様書に明示のないもの、またはその解釈に疑義が生じたものについては、受託者と発注者の協議のうえ定める。

## 9 履行場所

板橋区役所

## 10 納入場所

板橋区都市整備部都市計画課

## 11 担 当

板橋区都市整備部都市計画課都市景観係